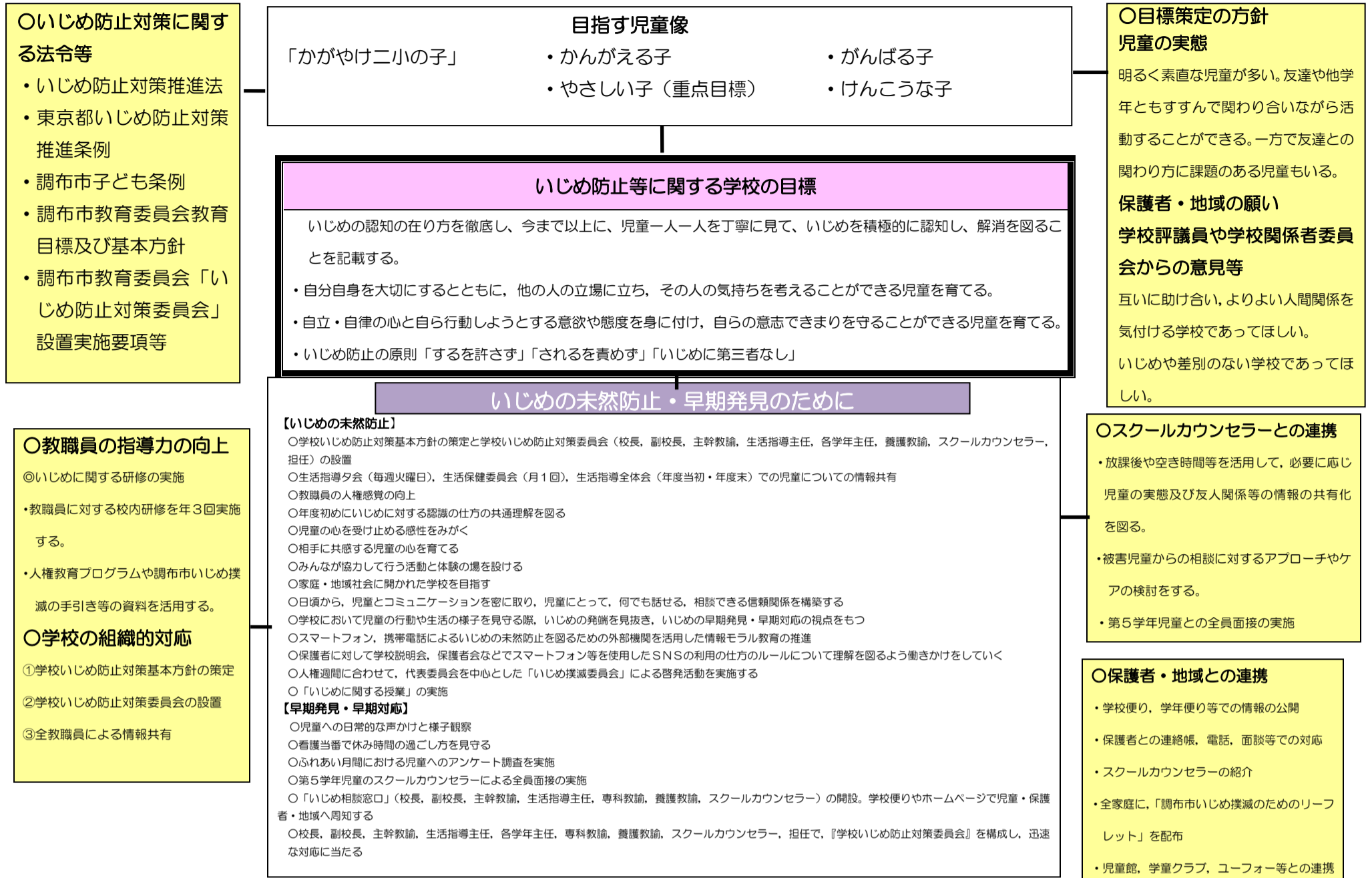


平成31年度 調布市立第二小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

①実態把握の観点	②指導・支援の基本姿勢	③＜被害児童の支援＞
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関わる相談を受けた場合は、当事者双方、周りの児童から話を聞き、事実の有無を確認する。 ・関係教職員（担任+いじめ防止対策委員会）と情報を共有し、事実を正確に把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止対策委員会」の構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、担任 ・指導のねらいを明確にする。（自己肯定感を育て、相手に共感する児童の育成） ・生活指導夕会で、教職員の情報の共通理解を図る。 ・いじめられた児童を見守る体制作りをする。 ・教育委員会、関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。 ・いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。 ・本人の活躍を認め励ますことによって、自信をもたせる。 <p>＜加害児童の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。 ・いじめが相手をどれだけ傷つけて苦しめているかに気付かせる。 ・いじめしてしまう気持ちを聞き、原因と一緒に考え、教師との信頼関係をつくる。

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

- ・「調布市教育委員会いじめ対策防止委員会」と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手だてを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員とし、問題の早期解決を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対応する。

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科		○5年保健 「SOSの出し方」に関する教育				○4年保健 「育ちゆく体とわたし」	○2年国語 「せかいじゅうの海」		○「いのちと心の教育」月間		○5年総合 「ネット安全教室」	
生活指導		○生活指導全体会 ○ふれあい月間（アンケート実施） ○あいさつ運動						○ふれあい月間（アンケートの実施） ○あいさつ運動			○ふれあい月間 ○生活指導全体会	
学校行事	○入学式 ○始業式	○運動会			○始業式			○展覧会	○音楽発表会	○始業式		○卒業式
特別活動	○集団生活のルール ○1年生を迎える会	○たてわり班活動					○たてわり遠足			○たてわりスペシャル		○6年生を送る会
道徳	○いのちの授業	○2年 「ふしぎな音」	○3年 「よわむし太郎」	○4年 「人間愛の金メダル」	○5年 「同じでちがう」	○1年 「はしの上のおおかみ」	○6年 「みんなおかしいよ」					○道徳授業地区公開講座 「いのちと心の教育」
家庭・地域	○保護者会		○学校公開日 ○個人面談	○保護者会	○保護司・民生児童委員 ・保健師・すこやかとの昼食会		○学校公開日	○三中地区教育懇談会	○保護者会	○学校公開日		○保護者会

